

特殊勤務手当の改正について

1 改正趣旨

令和 3 年 11 月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、令和 4 年 10 月以降収入を 3 % 程度（月額平均 12,000 円相当）引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されたことから、本事業の対象となる公立芽室病院で勤務する看護職員の処遇を改正するもの。

※引上げ分は、「看護職員処遇改善評価料」として診療報酬に上乘せされる。

[施設基準概要]

- (1) 次のいずれかに該当すること（公立芽室病院 ア該当）
- ア 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数が年間で 200 件以上であること
※上記に該当することにより厚生局に届出を行うと、経費相当分について診療報酬に上乘せが行われる。⇒ 基準を満たさなくなると取り下げ
 - イ 救命救急センター、高度救命救急センター又は小児救急センターを設置していること
- (2) 対象職種
処遇改善評価料の算定に係る職種は当該医療機関に勤務する看護職員（看護師・准看護師・保健師・助産師）とするが、コメディカルである職員を加えることができる。

2 改正内容

上記事業概要を踏まえ、公立芽室病院内協議を経て以下のとおり運用する。

(1) 対象職種

看護師・准看護師

《理由》

処遇改善評価料算定に係る職種が看護職員のみであり、他自治体病院等の状況を考慮して決定したもの。

(2) 支給額

正職員 月額 12,000 円

会計年度任用職員 月額 12,000 円に当該会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を職員の 38.75 時間で除して得た数を乗じて得た額

(3) 適用日

令和 4 年 10 月 1 日

(4) 影響額

(ア) 公立芽室病院看護職員数：82.1 人（常勤換算）

(イ) 賃金引き上げ 1 か月当たりの所要額：月 12,000 円×1.165（法定福利費事業主負担額）

(ア) × (イ) × 6 か月（10 月～3 月） = 6,886,548 円（12 月補正予定金額）

(5) 改正例規

「特殊勤務手当支給条例」の一部改正

《今後のスケジュール》

令和 4 年 12 月 1 日	総務経済常任委員会	概要説明
12 月第 2 週（予定）	団体交渉	
12 月 21 日	12 月町議会定例会（最終日）	条例提案